

○群馬県道路交通法施行細則の制定について（例規通達）

昭和 54 年 3 月 16 日

群本例規第 4 号（交企）警察本部長

〔沿革〕

昭和 56 年 7 月群本例規第 16 号（交規）、60 年 8 月第 10 号（務）、62 年 4 月第 12 号（交企）、63 年 4 月第 7 号（務）、8 年 12 月第 22 号（交企）、11 年 1 月第 1 号（務）、13 年 3 月第 8 号（交規）、16 年 3 月第 19 号（交規）、18 年 3 月第 15 号（交規）、6 月第 26 号（交指）、21 年 3 月第 15 号（交規）、22 年 3 月第 18 号（交規）、23 年 7 月第 32 号（交規）、25 年 4 月第 18 号（交企）、27 年 6 月第 31 号（交企）改正

昭和 54 年群馬県公安委員会規則第 1 号をもつて、群馬県道路交通法施行細則が公布され、昭和 54 年 3 月 16 日から施行されることとなつたから、次の諸点に留意して運用上誤りのないようになされたい。

なお、次に掲げる例規通達は、廃止する。

- 1 群馬県道路交通法施行細則の制定について（昭和 45 年群本例規第 23 号）
- 2 群馬県公安委員会の行う交通規制の適用除外車両等の標章の取扱いに関する規程の制定について（昭和 47 年群本例規第 8 号）

記

第 1 制定の趣旨

群馬県道路交通法施行細則（昭和 45 年群馬県公安委員会規則第 9 号。以下「旧規則」という。）は、制定されて以来現在まで数回の一部改正が行われたが、現行手続に合致しない条項があり、また手続様式の不足しているものもあつて、実情に合わなくなつた。

今回、道路交通法の一部を改正する法律が制定され、それに伴い政令及び総理府令の改正がなされ、旧規則で引用している条文の改正をせまられたので、これを機会に、昭和 45 年からそのままになつてきた条項を現行に合致させるとともに、解釈上疑問を生ずるものの表現を明確化し、不足している手続規定の整備を行うため、旧規則を廃止し、新たにこの規則を制定したものである。

第 2 解釈及び運用上の留意点

1 趣旨（第 1 条）

この規則は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号。以下「政令」という。）及び道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号。以下「総理府令」という。）の施行に関し必要な事項を定めたものである旨の制定の趣旨を規定した。

2 交通規制の効力（第 2 条）

交通規制の効力の発生とその失効について明確にした。

3 警察署長が行う交通規制（第 3 条）

- (1) 法第 5 条第 1 項の規定により公安委員会が警察署長に行わせる交通規制の範囲を規定するとともに、その実施に当たつての県内の統一・調整を図るため、交通規

制の実施を、公安委員会に報告しなければならない旨規定した。

(2) 警察署長が、法第5条第1項の規定により交通規制を行おうとするときは、別記様式第1の「交通規制報告書」により、公安委員会に報告すること。

4 高速自動車国道の事務を処理する警察官の指定（第4条）

高速自動車国道における警察署長の権限に属する事務を交通部高速道路交通警察隊長に行わせる旨規定した。

5 交通規制の対象から除外する車両及び区域（第5条―第8条）

交通規制の除外車両及び標章による適用除外車両並びにこれらを規制から除外する区域、道路の区間及び場所を規定するとともに、標章の交付申請手続及びその掲出について規定した。

(1) 交通規制の対象から除外する車両（第5条）

ア 緊急自動車・警衛列自動車及び警護列自動車については、県内全域において、道路標識等による規制の対象から除外することとした。

イ 専ら交通の取締りに従事する自動車について、最高速度の規制の対象から除外することとした。この場合、主として交通取締りに従事するパトカー、白バイ等が該当するが、厳正な運用に努めること。

ウ 次の車両については、県内全域において、「通行禁止」の規制から除外することとした。

(ア) 災害救助、人命救助、水防活動又は消防活動のため使用中の車両

(イ) 緊急用務のため使用中の緊急自動車

(ウ) 犯罪の鎮圧、被疑者の逮捕、犯罪の捜査、交通の取締り、警備活動その他警察活動のため使用中の車両

(エ) 放置車両の確認及び標章の取付けのため使用中の車両

(オ) 公職選挙法に基づく選挙運動用自動車又は政治活動用自動車で、街頭演説又は街頭政談演説に使用中のもの

エ 前記アからウまでに掲げる車両及び次の車両については、県内全域において、「自転車及び歩行者専用」及び「歩行者専用」の道路標識による規制の適用から除外することとした。

(ア) 道路、道路附属物、信号機、道路標識等の維持管理又は緊急修復工事のため使用中の車両

(イ) 一般廃棄物の収集のため市町村（市町村から一般廃棄物収集の委託を受けたものを含む。）が使用中の車両

(ウ) 電報配達のため使用中の車両

(エ) 電気、ガス、水道、電話又は鉄道の各事業において緊急修復を要する工事のため使用中の車両

(オ) 野犬等の捕獲業務のため使用中の車両

(カ) 報道機関の緊急取材のため使用中の車両で、公安委員会が交付した標章を掲出しているもの

(キ) 通常郵便物の集配のため使用中の車両で、公安委員会が交付した標章を掲出しているもの

- (ク) 急病者等に対する医師が緊急往診のため使用中の車両で、公安委員会が交付した標章を掲出しているもの
- オ タンDEM自転車については、規則別表第2に規定する道路の区間及びこれに関連する指定方向外進行禁止の標識により、標示板の矢印の示す方向以外の方向への車両の進行を禁止される場所において、「自転車及び歩行者専用」及びこれに関連する「指定方向外進行禁止」の道路標識による規制の適用から除外することとした。
- カ 前記アからエまでに掲げる車両及び次の車両については、県内全域において、「駐車禁止」の規制から除外することとした。
- (ア) 執行官が強制執行等を迅速に行う必要がある場合において、その執行のため使用中の車両で、公安委員会が交付した標章を掲出しているもの
- (イ) 市町村長と歯科医師会会長との歯科訪問診察に関する委託契約に基づき、歯科医師会から指定された歯科医師が往診のため使用中の車両で、公安委員会が交付した標章を掲出しているもの
- (ウ) 患者輸送車又は車いす移動車として登録を受け、歩行困難な者の輸送のため使用中の車両で、公安委員会が交付した標章を掲出しているもの
- (エ) 身体障害者手帳の交付を受けている者で歩行困難なものが使用中の車両で、公安委員会が交付する標章を掲出しているもの
- (オ) 戦傷病者手帳の交付を受けている者で歩行困難なものが使用中の車両で、公安委員会が交付する標章を掲出しているもの
- (カ) 療育手帳の交付を受けている者で重度の障害を有する者が使用中の車両で、公安委員会が交付する標章を掲出しているもの
- (キ) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が使用中の車両で、公安委員会が交付した標章を掲出しているもの
- (ク) 色素性乾皮症患者が使用中の車両で、公安委員会が交付した標章を掲出しているもの
- (ケ) 電波の監視及び電波の質の是正並びに不法に開設された無線局及び不法に設置された高周波利用設備の探査のため使用中の車両で、公安委員会が交付した標章を掲出しているもの
- (2) 標章交付手続（第6条・第7条）
- ア 標章を必要とする車両は、規則の別表第1に定めるもののうち、標章を掲出しなければならないものと指定された車両をいい、これらの車両の標章は、標章の交付を受けようとする者（規則第6条第2項イ、ウ及びカについては介護人等を含み、同項エ、オ及びキについては介護人等をいう。）が警察署長を経由して公安委員会に提出した標章交付申請書に基づいて交付するものとした。
- イ 警察署長は、標章交付申請書を受理した場合は慎重に検討するとともに、指定する区域又は道路の区間を含め、具体的な意見を記入すること。
- 指定する区域又は道路の区間については、指定車両の目的、業務の範囲等により必要最小限度のものとし、その者の居住する行政区域又は支社・支店・支局等の所在地若しくは管轄区域等を原則とすること。ただし、駐車禁止場所に関する

適用除外車両についての区域又は道路の区間の指定は、不要とする。

ウ 標章は提出された標章交付申請書に基づいて、次の要領により交付すること。

(ア) 歩行者用道路に関する指定車両

- a 指定する区域又は道路の区間は、所轄警察署長の意見に基づいて記入すること。
- b 有効期間は、交付の日から3年とすること。

(イ) 駐車禁止場所に関する指定車両

- a 身体障害者に係るものについては、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づいて身体障害者手帳の交付を受けている身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に掲げる身体障害者であつて、1級から3級（視覚障害者は1級から3級まで及び4級の1、下肢障害者は下肢を含めた二つ以上の複合障害で1級から4級まで）までに該当する歩行困難な身体障害者の使用中の車両とした。

この場合、

- 身体障害者手帳の交付を受けている者で、
- 歩行困難であるものが、
- 現に使用中であること

が要件となる。

- b 戦傷病者に係るものについては、戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）に基づいて戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表の2に定める戦傷病者であつて、歩行困難な者の使用中の車両とした。

この場合、

- 戦傷病者手帳の交付を受けている者で、
- 歩行困難であるものが、
- 現に使用中であること

が要件となる。

- c 「歩行困難な者」の判定に当たっては、運転免許証の歩行困難なための条件（車両の限定）の有無、身体障害者手帳の内容及び申請者の動作等が判定の資料となる。ただし、内部疾患に関する身体障害の場合は、外見上歩行困難であることの判断が難しいので、歩行困難の程度を知るため専門医師の診断書（歩行困難の程度が記載されたもの）を提出させて判定の資料とすること。

- d 色素性乾皮症患者に係るものについては、厚生労働省で定める小児性特定疾患治療研究事業の対象となる色素性乾皮症の患者が使用中の車両とした。また、色素性乾皮症患者は手帳等の交付を受けていないので、知事が色素性乾皮症患者として認定しているかを照会して確認すること。

- e 知的障害者に係るものについては、群馬県が発行する療育手帳の交付を受けている者であつて、障害の程度が最重度（A1）、重度（A2）又は重度（A3）と判定された知的障害者の使用中の車両とした。

この場合、

- 療育手帳の交付を受けている者で、
 - 最重度（A1）、重度（A2）又は重度（A3）と判定されたものが、
 - 現に使用中であること
- が要件となる。

f 「使用中の車両」とは、本人が運転中の車両又は本人が同乗中の介護人等の運転に係る車両のことをいう。

g 有効期間は、交付の日から3年とすること。

(ウ) 標章の交付

- a 標章を交付する場合は、標章交付管理システムに入力の上、別表第1の種類ごとに一連番号を付して交付すること。
- b 規則別記様式第3を交付する車両は、別表第2のとおりとし、それぞれに掲げる記入事項を四角内に記入すること。
- c 規則別記様式第3の2を交付する車両は、別表第3のとおりとし、それぞれに掲げる記入事項を括弧内に記入すること。

(3) 標章の掲出（第8条）

標章の掲出義務を定めた。

標章は、外部から見やすいように運転者席反対側下方の前面ガラスの内側に掲出させること。

(4) その他の留意事項

- ア 標章の交付は交通係幹部が行い、被交付者に対して指定の趣旨の徹底を図ること。
- イ 歩行者用道路を通行する車両については、法第9条に規定する趣旨を十分に説明してその徹底を図ること。
- ウ 駐車禁止規制適用除外の指定車両は、群馬県公安委員会が行う駐車禁止規制場所についてのみ、その適用を除外するものであって、法定の駐車禁止場所においてはもちろん、他の都道府県公安委員会が行う駐車禁止規制場所においても認められないものであること。ただし、身体障害者、戦傷病者、知的障害者、精神障害者及び色素性乾皮症患者に関する駐車禁止規制適用除外の使用車両は、群馬県公安委員会及び他の都道府県公安委員会が行う駐車禁止規制場所について、その適用を除外するものであること。
- エ 公安委員会が行う駐車禁止規制場所における駐車は、通勤、通学、商用、買物等日常生活を維持するための所要の行為に必要な最小限度のものについて認めるものであり、遊戯、遊興等のための駐車を認めるものではないこと。
- オ 歩行者用道路の通行又は駐車が、道路交通上著しい障害を生じさせ、又は生じさせるおそれがある場合は、現場警察官又は交通巡視員は、通行の禁止、車両の移動等必要な指導、指示を行い、交通の安全と円滑を図ること。

6 信号機の設置委任（第9条）

公安委員会が委任する信号機の設置、管理の手続について規定した。

7 緊急自動車等の申請及び届出の手続（第10条—第13条）

- (1) 緊急自動車・道路維持作業用自動車の指定又は届出確認を受けるための申請及び届出手続、申請書・届出書の様式及び再交付手続並びに指定証・届出確認証の返納手続について規定した。
- (2) 救急用自動車については、国、都道府県、市町村、日本道路公団、新東京国際空港公団又は医療機関が負傷者の緊急輸送のために使用する傷病者の緊急搬送のために必要な特別の構造又は装置を有するもの以外は該当しないこととしたから、受理する場合に留意すること。
- (3) 届出による道路維持作業用自動車とは、道路を維持し、若しくは修繕し、又は道路標示等を設置するため必要な特別の構造若しくは装置を有する自動車とした。
- (4) 国又は地方公共団体の保有する消防用自動車及び救急用自動車の届出を受理した場合は、別記様式第3の「緊急自動車届出確認証交付簿」に必要事項を記載して、届出確認証に一連番号及び届出項目を記載して、届出書と引換えに届出者に交付すること。

交付に当たっては、届出確認証交付簿の受領者氏名印欄に受領者の受領印を取り、交付結果を明確にしておくこと。

8 通行の許可等（第14条―第16条）

- (1) 第14条は、政令第6条第3号により公安委員会が定める事項について規定した。
- (2) 第15条は、警察署長の許可について規定したものであるが、この規定の運用に当たっては、次の事項に留意すること。

ア 許可区間・区域

車両を通行させることのできる規制道路の区間又は区域は、当該車両の通行に必要な最小限度のものとする。

イ 許可の期間

(ア) 政令第6条第1号に該当する車両等その通行禁止道路を恒常的に通行しなければならない理由のある車両については、原則として許可期間を3年とし、以後更新させるものとする。

(イ) 冠婚葬祭その他一時的なものについては、必要な日又は時間に限って許可すること。

ウ その他通行許可に当たっては、歩行者用道路を通行させるものであるから、なるべく最小限度にとどめること。

(3) 標章の掲出（第16条）

標章の掲出義務を定めた。

この場合、当該標章は外部から見やすいように助手席左側等下方の前面ガラスの内側に掲出させるとともに、掲出方法については許可条件とすること。

(4) 標章を交付する場合は、「標章交付台帳」に登載のうえ、一連番号を付して交付すること。

(5) その他の留意事項

前記5の(4)のア、イ及びオを準用する。

この場合、指定を許可に、法第9条を第8条に読み替えるものとする。

9 駐車許可（第17条―第19条）

法第 45 条第 1 項ただし書の規定による警察署長が駐車の許可を行う場合の駐車せざるを得ない特別の事情について規定するとともに、許可を受ける場合の手続及び駐車する場合の許可証の掲出義務について規定した。

なお、この規定による駐車許可は、法第 45 条第 1 項に規定する公安委員会による駐車禁止規制が行われている場所及び法定駐車禁止場所（放置駐車となる場合を除く。）に限られるものであって、法第 44 条（駐停車禁止場所）、法第 45 条第 2 項（無余地駐車）並びに法第 47 条第 2 項及び第 3 項（駐車方法）の規定による駐車禁止場所については、許可できないことに留意すること。

(1) 駐車許可の手続（第 18 条）

駐車許可を受けようとする者は、当該駐車禁止場所を管轄する警察署長に、駐車許可申請書を 2 通提出することとし、申請書には、次に掲げる書類を添付することとした。

- ア 申請に係る場所及びその周辺の見取図
- イ 申請に係る用務を疎明する書面
- ウ 申請に係る車両の自動車検査証の写し
- エ 申請に係る運転者の自動車運転免許証の写し

また、駐車許可した際には、駐車許可交付台帳（別記様式第 4 号）に所要事項を記載することとした。

(2) 緊急駐車許可の手続（第 18 条の 2）

警察署長は、緊急かつやむを得ない理由があると認められる申請があった場合は、執務時間を問わず取り扱うこととし、駐車する日時、場所、用務の実態、交通上の問題等を総合的に判断した上で、来署による窓口申請の場合と同様、駐車許可交付台帳（別記様式第 4 号）に所要事項を記載するとともに、交付番号を告知することにより、許可すること。

ア 申請の受理方法

申請受理は口頭、電話又は F A X 申請によるものとするが、事後の執務時間中、速やかに前項の駐車許可申請書を管轄する警察署長に提出するように指示すること。

イ 駐車許可申請書等の処理

緊急の駐車許可については、別記様式第 13 の許可証及び別記様式第 14 の標章は交付せず、事後提出された駐車許可申請書の事後決裁を受けるものとする。また、駐車許可交付台帳の備考欄に「口頭、電話又は F A X」のいずれかを記載するものとする。

ウ 留意事項

(ア) 緊急時の駐車許可は、許可証及び許可標章は交付しないので、駐車許可申請者に対して、申請警察署名、交付番号及び連絡先を記載した書面を車両前面の見やすい箇所に掲出して駐車するよう指示すること。

(イ) 緊急用務で駐車許可を受けて駐車中、警察官等から当該駐りに係る指導等を受けた場合は、許可を受けている駐車の日時、場所、交付番号及び緊急用務内容を申出するようあらかじめ教示すること。

10 標章等の再交付及び返納（第 20 条・第 21 条）

公安委員会交付の標章及び警察署長交付の標章・許可証の亡失又は破損等による再交付手続並びに同標章・許可証の返納義務について規定した。

10 の 2 高齢運転者等標章（第 21 条の 2）

- (1) 届出の受付窓口は、当該届出等を行う者の住所地を管轄する警察署とした。
- (2) 届出等を受理する場合は、運転免許証、自動車検査証等提示すべき書類、記載事項変更が生じたことを証する書類又は汚損等した標章の添付について確認すること。
- (3) 届出等に係る手数料は、無料とした。
- (4) 高齢運転者等標章の交付に当たっては、法第 45 条の 2 第 1 項各号のいずれかに該当する者であることを確認すること。

11 軽車両の燈火（第 22 条）

軽車両が道路を通行する場合に、つけなければならない燈火について規定した。

自転車の前照燈については、前方 10 メートルの距離にある障害物を確認することができるものに改めた。

尾灯及び尾灯に代わるものとしての反射器等については、それぞれ後方 100 メートルの距離から普通自動車の前照燈が照射したときに、その反射光が照射の位置から容易に確認できるものに改めた。さらに、灯色はだいたい色又は赤色と規定した。

11 の 2 自動車の積載物の高さの制限（第 22 条の 2）

公安委員会が道路又は交通の状況により支障がないと認めて定めた規則別表第 3 に掲げる道路を通行する自動車の積載物の高さの制限については、4.1 メートルの高さから当該自動車の積載をする場所の高さを減じたものとした。

12 軽車両の乗車人員の制限（第 23 条第 1 号）

- (1) 二輪又は三輪の自転車には、運転者以外の者を乗車させないこととしたが、16 歳以上の者が幼児用乗車装置に 6 歳未満の者を乗車させる場合及び 4 歳未満の幼児をひも等で確実に背負った場合並びにタンDEM自転車に運転者以外の者 1 人を乗車させて運転する場合は、運転することができることとした。
- (2) 二輪又は三輪の自転車以外の軽車両にあっては、その乗車装置に応じた人員を超えて乗車できないこととした。
- (3) 「乗車装置」とは、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）によると「乗車人員が動揺、衝撃等により転落又は転倒することなく、安全な乗車を確保できる構造でなければならない。」とされており、これは、自転車の乗車装置についても同様である。したがって、座席としてふさわしいものとするとともに、転落防止のため、車体に確実に固定され、かつ、取っ手等の装置等を必要とすることはいうまでもない。

13 軽車両の積載物・積載方法の制限（第 23 条第 2 号・第 3 号・第 4 号）

積載物の重量・長さ・幅・高さ及び積載方法の制限について規定した。

この制限を超えることとなる場合においては、法第 57 条第 3 項の規定による許可を受けなければならない。

14 自動車以外の車両によるけん引の制限（第 24 条）

自動車以外の車両によるけん引の制限について、けん引するための装置を有する車両でなければけん引できないこととした。また、交通頻繁な道路においては、自転車でリヤカーをけん引する行為も制限することとした。

15 運転者の遵守事項（第 25 条）

- (1) 「運転操作の妨げとなるような服装」とは、例えば和服姿で二輪車を運転する場合等であり、また、履物については、運転を誤るおそれのあるげたや、足に固定しないサンダル、スリッパ等を用いないように規定した。ただし、ハイヒールについては基準となるものがなく、取締りになじまないのを例示から外したが、著しく運転を誤るおそれのある履物として、運転に用いないよう指導することとした。（第 1 号）
- (2) 自転車の傘差し運転、物を手に持った車両の片手運転の禁止については、本人の保護のためのものであるから、違反者の検挙は危険性の高いものととどめ、指導に重点をおくこと。（第 2 号）
- (3) 「携帯電話用装置」とは、携帯電話（インターネット等の機能をベースとして作られた多機能携帯電話を含む。）、「画像表示用装置」とは、液晶等により画像を表示するための装置のことであり、具体的には、ナビゲーションシステム装置、テレビ、携帯電話や携帯型ゲーム機のディスプレイ表示部等をいい、「注視」とは、画像を見続けることをいう。（第 3 号）
- (4) 「安全運転に必要な交通に関する音又は声」とは、緊急自動車のサイレン、消防用車両の鐘、警察官等の警笛や呼び声、自動車の警笛、列車の警笛、交通広報車等による交通安全の呼び掛け等安全運転に必要な情報をいい、運転に当たっては、安全運転に必要な交通に関する音又は声が聞こえないような状態での車両の運転を禁止した。ただし、難聴者が補聴器を使用する場合や公共目的のためにイヤホン等を使用することは、対象から除外した。（第 4 号）
- (5) ダブルタイヤの間に石が挟まり、走行中これが飛散したため歩行者等を死傷させるという事例が発生しているが、この取締り又は事件処理が困難であつたので、ダブルタイヤを使用している自動車が、タイヤの間に石等が挟まるおそれのある場所を通行したときは、その運転者に対し危険防止の措置を講ずることを義務づけた。（第 7 号）
- (6) 土砂等の飛散防止のため、シートを用いることを明確に規定した。（第 8 号）
- (7) 積雪又は凍結した道路を通行する場合に、前又は後の駆動輪のタイヤに鎖等を施し、又は雪路用タイヤの使用を義務づけた。規定は最小限度のものであるが、必要により全部のタイヤにチェーンを巻かなければならないことは当然である。（第 9 号）
- (8) 暴走族等が氣勢をあげるため、進行中の車両の窓から身体や旗等を出して、他の交通に危険を及ぼす状態で運転することを禁止した。（第 11 号）
- (9) 暴走族等が脱着式の赤色灯を点灯したり、サイレンに似たような音を発して走行することを禁止した。ただし、緊急自動車の指定又は届出確認を受けた車両については、対象から除外した。（第 12 号）

16 安全運転管理者等（第 26 条—第 32 条の 2）

安全運転管理者及び副安全運転管理者の選任及び解任の届出に関する手続を規定した。

- (1) 安全運転管理者については、運転管理に関する経歴等について必要事項としたが、運転の経歴については除いた。(第 26 条)
- (2) 副安全運転管理者の選任を新たに規定したが、運転管理についての公安委員会の認定は、履歴書等を審査して認定することとするほか、運転の経歴を証明するものとして、運転免許証の写しによることができることとする。(第 26 条第 3 項)
- (3) 安全運転管理者証及び副安全運転管理者証を新たに規定した(第 27 条)が、解任命令については、旧規則を踏襲した。(第 28 条—第 31 条)
- (4) 安全運転管理者等の認定の手続等を明確にした。(第 32 条の 2)

17 自動車の使用制限による標章の除去(第 33 条)

標章の除去申請は、被処分者の所轄警察署長を経由して行うこととしたが、申請に必要な手続きは、総理府令第 9 条の 16 第 1 項各号によることとなるから、除去申請の受理に当たって誤りのないよう留意すること。

18 道路における禁止行為(第 34 条)

道路又は交通の状況により、道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがある行為を規定した。いずれも個々の行為であるから、全体的な行為としてとらえるものについては、この規定で禁止する行為ではないと解すること。

19 道路使用の許可(第 35 条)

- (1) 法第 77 条第 1 項第 4 号の規定により、警察署長の許可を受けなければならない行為を定めた。

旧規則の規定は「……許可を受けなければならない者は……」として許可を受ける「者」が対象として各号に列挙されていたが、規則では、許可を要する「行為」そのものを対象として規定した。これは法の条文が「……公安委員会が……定めたものをしようとする者」となっていることから、この条文とのつながりを考慮したものであり、この点についての運用上の解釈は、従来と同様である。

- (2) 従来、運用面で許可の対象から除外してきた公職選挙法の規定に基づいて行われる演説会等の行為を、本文ただし書の明文をもって許可対象から除外した。
- (3) 第 1 号、第 2 号、第 3 号及び第 4 号に規定した催し物、競技行為、集団行進及び演習・訓練は、その行為の性質、実施方法、形態等から見た場合、これが道路で行われれば一般交通に著しい影響を及ぼすことが必然的であることから、特に方法、形態等を限定することなく許可を要する対象として定めた。

祭礼行事、駅伝、仮装行列、消防演習等は、それぞれの例示である。

なお、第 3 号の集団行進は、自己又は参加者の意思、様相等を他人に見聞周知させることなど特定の目的の下で行われるものを対象とし、生徒・児童の遠足時の隊列のように、単に道路を通行する形態が、集団の行進に該当するというようなものは除外した。また、第 4 号の演習訓練は、道路上の場所を占拠し、若しくは一般の通行を禁止制限し、又はサイレンを吹鳴するなど一般の交通に著しい影響を及ぼすおそれのあるものを対象とし、単に、道路を一時的な避難場所又は避難道路として

使用する程度のものは含まないものと解すること。

- (4) 第5号、第6号及び第7号は、いずれも、広報宣伝行為を定めたものであるが、旧規則に比べ対象が限定されたので運用上留意する必要がある。
- (5) 第8号は、物品の配布、販売、寄付の募集、署名の要求等の行為を定めたものであるが、旧規則では、その行為の方法、形態等に関係なく対象としていたが、規則では、一般交通に著しい影響を及ぼすおそれのある方法、形態が例示され、対象を限定した。
- (6) 第9号は、道路におけるロボットの歩行又は移動を伴う実証実験行為を許可対象として定めた。

20 道路使用許可の申請（第36条）

道路使用許可の申請の際に添付すべき書類について、新しく規定した。

21 道路使用許可の取消し・停止処分に対する弁明手続（第37条）

条件違反等のため、警察署長が、道路使用許可の取消し・停止の処分をする際の手続は旧規則を踏襲した。

22 免許の条件の変更申請（第38条）

運転することができる自動車等の限定を除く免許の条件の解除又は変更の手続について規定した。

23 合格の決定の取消し（第45条）

不正な手段によつて運転免許試験を受け、又は受けようとした者を発見した場合の措置について規定した。

第1項中「発見したときは、証拠の収集のため必要な調査を行う」とは、カンニングをした者を発見したとき、そのカンニングペーパー等の入手先を調べるなどのことをいい、不正受験が贈収賄等刑事事件の場合を除き、あくまでも本人に対する行政措置を目的とするものであるから誤りのないようにすること。

24 雑則（第48条—第50条）

自動車の使用制限に関する自動車運送事業者又は通運事業者の事業を監督する行政庁の意見聴取の様式、雇用者等に対する通知及び講習について規定した。

別表第1（第2関係）

種別	対象車両
A	下肢不自由障害者使用車両
B	上肢不自由障害者使用車両
C	体幹不自由障害者使用車両
D	平衡機能障害者使用車両
E	心臓機能障害者使用車両
F	腎臓機能障害者使用車両
G	呼吸器機能障害者使用車両
H	小腸機能障害者使用車両
I	ぼうこう又は直腸の機能障害者使用車両

J	視覚障害者使用車両	
K	聴覚障害者使用車両	
L	乳幼児期以前の非進行性の脳病変	上肢機能
M	による運動機能障害者使用車両	下肢機能
N	知的障害者使用車両	
O	精神障害者使用車両	
P	色素性乾皮症患者使用車両	
Q	ヒト免疫不全ウイルス免疫機能障害者使用車両	
R	患者輸送使用車両	
S	車いす移動使用車両	
T	歯科医師の往診使用車両	
U	医師の緊急往診使用車両	
V	強制執行執行官使用車両	
W	通常郵便物集配使用車両	
X	戦傷病者使用車両	
Y	報道機関の緊急使用車両	
Z	肝臓機能障害者使用車両	
a	総務省の不法電波探査使用車両	

別表第2（第2関係）

対象車両	記入事項
報道機関が緊急取材のため使用する車両	緊急取材
執行官が強制執行のため使用する車両	強制執行
歯科医師が往診のため使用する車両	歯科往診
通常郵便物の集配のため使用する車両	郵便集配
医師が緊急往診のため使用する車両	緊急往診
総務省が不法電波探査のため使用する車両	電波探査

別表第3（第2関係）

対象車両	記入事項
患者輸送のため使用する車両	患者輸送車
車いす移動のため使用する車両	車いす移動車

別記様式第1 交通規制報告書

別記様式第2 削除

別記様式第3 緊急自動車届出確認証交付簿

別記様式第4号 駐車許可交付台帳